# 第5回 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

### 1 日時

平成24年11月21日(水)10時~12時

### 2 場所

市役所 議会棟4階 第1委員会室

### 3 出席者

(委員)

- ・学識経験を有する者:新川達郎、牧田勲
- · 市議会議員: 山﨑菊雄、髙田政廣、安田勇
- ・公募による市民:稲田義宏、栃木達三、中川雄二
- ・市職員:艮豊博、坂田さゆり、荒木和美
- ※ 敬称略

(事務局)

荻野次長、幸西係長、山元、丹野

## 4 次第

(1) 条例の検証

## 5 会議内容

(1) 条例の検証

# ① 「市民以外との協働」に関する条文案(第4条第3項)

<委員の主な意見>

追加した方がよい

・ 行政的なレベルでの交流は当然であり、現行の第4条には、「市民以外 との協働」の趣旨は含まれていないと考える。「市民が主役」を基本理 念としているからこそ、市民以外の人々との交流についての規定が必要 となってくるのではないか。 ・「市民以外との協働」に関する条文案で、「市民以外の人々」という表現が固く感じられることから、もう少し柔らかい表現にしてはどうか。

# 追加しない方がよい

- 「市民以外」という広域的な範囲まで拡大する必要はないのではないか。
- ・ 「市民以外の人々と広く交流し、」という条文を規定すると、条例全体を見た場合、この条文だけ具体性が出るように感じる。現行の第4条が、市民以外との連携も視野に入れて議論されてできた条文ならば、本条例の構成は簡素な体系となっているため、追加しない方がよいのではないか。

# <確認した事項>

・ 条文を「追加した方がよい」と「追加しない方がよい」という両案併記をする。追加する場合の条文案については、各委員からいただいた意見を参考に委員長、副委員長、事務局で検討する。

# ② 第 11 条(市民の役割及び責務)

#### <委員の主な意見>

・ 第2項に「それを守り、かつ、育てる」とあり、「守り」と「育てる」 の間に「かつ」を入れているのは、「守り」と「育てる」を並列にする ために用いており、言葉の位置付けを明確にしたものである。

### <確認した事項>

- 第1項については、現状のままとする。
- ・第2項については、①「社会情勢に適合しているか」、②「形骸化していないか」、③「本市にふさわしいものであり続けているか」、④「基本条例としてふさわしい規定であるか」という本検証委員会における4つの視点、また、制定当時の思いを尊重するといった視点から見て、現状のままとする。

# ③ 第 13 条 (議会の責務)

### <委員の主な意見>

### 「第1項]

### 変更した方がよい

- ・ 第1項で「議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。」と規定されているが、「果たすものとする。」に変更した方がよいのではないか。
- ・ 議会の役割として、本来果たさなければならないことを努力義務規定に しておく必要はないと考える。

## 現状のままでよい

・ 議会が市の事務について調査することについては義務規定でよいと思 うが、この条文では何を調査対象としているか明確でないため、現状の ままでよいと考える。

### [第2項]

# 変更した方がよい

・ 第1項を義務規定にするのであれば、第2項も同様にすべきではないか。

#### 現状のままでよい

- 市民の意見や捉え方は様々で、議会を公開しても満足しない市民の方もいる。開かれた議会運営をするためには、努力義務規定のままでよいと考える。
- ・ 第2項の「市民にわかりやすく開かれた議会運営」は、議会の本来の仕事とは必ずしも言えないため、努力義務規定のままでよいと考える。

### <確認した事項>

・ 第 13 条第 1 項について、議会が本来しなければならない仕事を規定している趣旨であることから、義務規定に変更した方がよいという意見があった。

また、調査の対象が市の事務に限られないとも読み取れることから、 現状のままでよいという意見もあった。 ・ 第 13 条第 2 項について、第 1 項を義務規定にするのであれば、第 2 項 も同様にすべきという意見があったが、「市民にわかりやすく開かれた 議会運営」は市民の捉え方や感じ方が様々であることから、現状のまま とする。

# ④ 第 14 条(市議会議員の役割及び責務)

<委員の主な意見>

### 変更した方がよい

・ 第 13 条を義務規定にするのであれば、第 14 条も同様にすべきではない か。

# 現状のままでよい

• 現実的なことを踏まえて考えると努力義務規定の方が妥当ではないか。

# <確認した事項>

・ 第 14 条について、第 13 条を義務規定にするのであれば、第 14 条も同様にすべきという意見があったが、現状のままとする。

### ⑤ 第 15 条(市長の役割及び責務)

見直し等の必要性はない。

# ⑥ 第16条(行政の役割及び責務)

見直し等の必要性はない。

### ⑦ 第 17 条 (職員の役割及び責務)

<委員の主な意見>

# 変更した方がよい

・ 本条例の基本理念が「市民が主役のまちづくり」であり、職員がその意 識をもつという規定を、第17条で追加してはどうか。

# 現状のままでよい

- 「市民が主役のまちづくり」が背景にある上で成り立つ条文だと思うので、現状のままでよいと考える。
- ・ 第3条(基本理念)で「市民がまちづくりの主役であることを基本に」 と明記されており、第17条で規定する必要はないと考える。
- ・第17条第1項では、「全体の奉仕者としての自覚を持ち、」という文言に重みが感じられる。第2項「創造性を発揮して効率的に職務を遂行する」という規定は、民間企業でもコストダウンや効率化を進めていることから鑑みても重要視すべき条文である。第3項「知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組む」という規定は、是非入れておくべきである。

### <確認した事項>

・第 17 条について、職員が「市民が主役のまちづくり」という意識を持つ規定を追加してはどうかという意見があったが、本条例の基本理念として規定されていることから、現状のままとする。

### 8 第 18 条 (行政運営)

見直し等の必要性はない。

# ⑨ 第 19 条 (財政運営)

### <委員の主な意見>

#### 〔問題の提起〕

- ・ 第 19 条第 2 項について、「わかりやすく公表する」という表現はよいが、 実際に行うのは非常に難しい。
- ・ 市広報紙に目を通していれば、市の財政状況等は分かると思う。もし市 の情報が市民に周知されていないとすれば、市がPR方法を工夫すべき ではないか。
- ・本市は8年連続黒字であり、そのような自治体は大阪府内でも本市だけである。しかし、このような良い印象よりも悪い印象の方が人々の記憶に残りやすい。わかりやすく情報を発信するための具体策の検討は悩ま

しい問題であることを行政の立場から認識しておきたい。

# <確認した事項>

・ 第 19 条について、予算、決算等の財政運営に関する情報をわかりやす く公表するという点については工夫が必要という意見があったが、条文 自体は現状のままとする。

# ⑩ 第 20 条 (行政評価)

<委員の主な意見>

# 変更した方がよい

・ 「その評価結果を公表する」という規定は行政からの情報発信が一方通 行であるように感じるため、公表の仕方を規定するために「わかりやす く」という文言を追加してはどうか。

# <確認した事項>

・ 第 20 条について、「評価結果をわかりやすく公表する」と変更してはど うかという意見があったが、現状のままとする。

# ① 第21条(行政手続)

<委員の主な意見>

### 変更した方がよい

・ 「行政手続を適正に行う」ことは行政として当然のことであり、条文に明記する必要があるのか。第 21 条では、「公正の確保及び透明性の向上を図り、~」という後半部分が重要ではないか。

### 現状のままでよい

・ 民主主義は手続をしっかり定めておくことが重要であるため、「行政手続を適正に行い」と明記しておくべきであると考える。ただ、用いられる語句の意味が少し分かりにくいため、条文の解説が必要である。

### <確認した事項>

・第21条について、「行政手続を適正に行う」ことは行政として当然のことであり、条文に明記する必要があるのかという意見があったが、民主主義は手続を明確に定めておくことが重要であることから、現状のままとする。

# ⑩ 第 22 条 (法令遵守)

見直し等の必要性はない。

# ③ 第23条(国、他の自治体等との連携)

見直し等の必要性はない。

# 🕦 第24条 (この条例の位置付け)

<委員の主な意見>

変更した方がよい

・ 第24条を第6章ではなく、第1章もしくは前文で規定してはどうか。

### <確認した事項>

・ 第 24 条について、第 6 章ではなく、第 1 章もしくは前文で規定しては どうかという意見があったが、現状のままとする。

# ⑤ 第 25 条(住民投票制度)

見直し等の必要性はない。

### 16 第 26 条(条例の検証)

<委員の主な意見>

### 変更した方がよい

「5年を超えない期間ごとに検証を行い」と規定されているが、検証が必要となる社会的、経済的に大きな事象がない中で5年ごとに検証を繰り返す必要はないのではないか。

- ・ 地域主権改革や安全・安心の文言について、迅速に対応できているもの もあればそうでないものもあり、今回の検証で「5年を超えない期間」 ということに捉われていたように感じる。そういう点では「必要に応じ て」という点を全面に押し出す形に変更してはどうか。
- ・変化に応じて迅速に見直していく視点も大事だと考える。偶然昨年、大 震災という大きな事象の変化が起こり、安全・安心の規定を入れるなど により遅れずに対応できたが、「5年」という期間を設定しない方が、 本条例の検証を迅速に行うという点が強調されるのではないか。
- ・本検証委員会で条例を検証するに当たり、「社会情勢に適合しているか」 などの4つの視点は今後も検証する際の重要な視点となるし、本条例は 非常にコンパクトにまとめられているため、社会情勢が本当に大きく変 わったときに適宜行われていくものとする方が基本条例としての位置 付けも高まるのではないか。
- ・ 「市長が」という主語になっているが、条例の改正は議会の議決が必要 であるし、市民から様々な意見が出てきて、条例の改正が必要という話 になってきたら、そういった措置が必要となるものであり、市長が判断 しなければ条例改正できないものではないと考える。

#### 現状のままでよい

- ・第26条では検証を行った後、「必要があると認めるときは、改正等の措置を講じる」と規定されていることから、検証したから必ず改正することを前提にしているものではなく、柔軟に規定されていると考えられるため、「5年」という区切りはあってもよいと考える。
- ・第6章は「条例の実効性の確保等」と掲げられており、条例の実効性を 確保するためには適宜検証していく必要があると考える。検証委員会と いう場は、定められた期間で市民の活動が条例の理念にどれだけ近づけ ているのかを明らかにするべきであることから、今後も条例の検証を定 期的に行えるよう、この規定は現状のままでよい。
- ・ この条文に「5年以内に条例の検証を行う」と規定されていたから、市 民も本検証委員会に参加できたと思う。適宜必要に応じてという趣旨は

理解できるが、「5年」という区切りがあった方が市民としても参加しやすいと考える。

・検証の必要があるという判断は誰がするのか。市長が必要ないと判断すれば10年でも20年でも変わらないということにもなりかねない。本条例については条例改正を前提とせず、定期的に検証を行い、改正するかはその検証委員会の中で決めればよい。「5年」という期間を定めている方が透明性、公平性を保てるのではないか。

## <確認した事項>

・第26条について、「5年を超えない期間ごとに検証を行い」と規定されているが、4つの検証の視点から「5年を超えない期間」を「社会経済情勢に応じて」又は「必要に応じて」と変更してはどうかという意見があったが、条例の実効性を確保するためにも「5年」という区切りを設けて、市民、議会、行政で構成される検証委員会において条例の検証を行っていくことが望ましいことから、現状のままとする。